

## 総務委員会審査日程表

日時 令和7年7月3日(木)

午前9時50分開議

場所 第3・4委員会室

- |    |        |   |
|----|--------|---|
| 第1 | 議案第39号 | 令和7年度流山市一般会計補正予算(第1号)   |
| 第2 | 議案第54号 | 令和7年度流山市一般会計補正予算(第2号)   |
| 第3 | 議案第40号 | 流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 第4 | 議案第41号 | 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5 | 議案第48号 | 工事請負契約の締結について(流山スポーツフィールドA面人工芝化工事)  |
| 第6 | 議案第49号 | 財産の取得について(高規格救急自動車購入)   |
| 第7 | 議案第43号 | 流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 第8 | 議案第44号 | 流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
|    | 議案第45号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 第9 | 議案第42号 | 流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  |

第 10 議案第 4 6 号 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 11 議案第 4 7 号 流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 12 所管事務の継続調査について

## 流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

### 1 趣旨・背景

流山市福祉施策審議会は、「福祉に関する主要な施策に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議する」ことを役割とする附属機関です。

この審議会は、流山市心身障害者援護施設調査委員会を前身として平成4年に設立されました。

委員の構成や定数等については、流山市附属機関に関する条例（昭和46年流山市条例第6号）に定められています。

委員の総数は、審議会設立当初から18人で据え置かれています。

一方で、福祉を取り巻く環境は、平成4年の設立時から大幅に変化しています。

福祉ニーズの高まりにより、審議内容も複雑で多様なものとなっています。

このような状況を踏まえ、限られた会議時間内で委員一人当たりの発言機会をより多く確保する必要があります。

また、双方向で充実した議論を行うことも求められています。

そのため、より充実した会議の運営を行うため、流山市福祉施策審議会の委員の構成及び定数を改めるものです。

### 2 改正内容

流山市福祉施策審議会の委員の構成及び定数を次のように改めます。

- (1)「福祉サービスの提供を受ける者」の委員定数が2人となっていること及び福祉サービスの担い手が多様化している状況に鑑み、構成員を「ボランティア団体を代表する者」から「福祉サービスを提供する者」に改め、委員の定数を1人から2人に改める。
- (2)「社会福祉法人の役員又は職員」について、流山市社会福祉協議会が地域福祉の推進役として恒常的に市と一体となって活動している状況に鑑み、「流山市社会福祉協議会を代表する者」に改め、その委員の定数を1人に改める。

(3) 「関係行政機関の職員」については、これまで委員の定数を2人とし、柏児童相談所と松戸健康福祉センターから各1人を委嘱しているが、こどもや子育ての議論は他の委員で担えること及び本市において別に活発に議論されている状況に鑑み、委員の定数を1人に改める。

(4) 流山市市民参加条例第7条に基づき、委員の総数の3分の1以上とするため、市民等を5人と改める。

【改正前】

委員の構成	定数
1 福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの	2人
2 ボランティア団体を代表する者	1人
3 社会福祉法人の役員又は職員	2人
4 民生委員(児童委員)	1人
5 医師会を代表する者	1人
6 歯科医師会を代表する者	1人
7 学識経験を有する者	1人
8 関係行政機関の職員	2人
9 市民等	7人
合計	18人



【改正後】

委員の構成	定数
1 福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの	2人
2 福祉サービスを提供する者	2人
3 流山市社会福祉協議会を代表する者	1人
4 民生委員(児童委員)	1人
5 医師会を代表する者	1人
6 歯科医師会を代表する者	1人
7 学識経験を有する者	1人
8 関係行政機関の職員	1人
9 市民等	5人
合計	15人

### 3 施行日(予定)

令和7年11月24日(現行委員の任期末日の翌日)

### 4 改正後の事務手続の変更点

流山市福祉施策審議会の委員の構成及び定数を変更することにより、限られた会議時間内での委員一人一人の発言機会の確保及び議論の深化を図ることができます。

また、広く福祉事業に携わる者から委員を選任することができ、幅広い知見を審議に反映させることができます。

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 趣旨・背景

令和6年4月4日にデジタル庁から「地方公共団体情報システムの標準化に伴う番号利用法第9条第2項に規定する条例の整備について」が通知されました。

この通知により、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)に基づく地方公共団体情報システムの統一・標準化が進められています。

詳細としては、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する「住登外者宛名番号管理機能」を実装する場合、条例の制定や改正が必要となります。

本市においても、同法に基づく標準準拠システムへの移行を進める中で、当該管理機能を扱う事務は個人番号の独自利用を行う事務として条例に規定する必要があるため、所要の改正を行うものです。

また、令和6年5月24日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令」(令和6年デジタル庁、総務省令第8号)が公布されました。

この命令により、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による行政措置として、日本国民に対する生活保護に準じた取扱いが実施されている外国人の保護に関する事務が準法定事務として規定されたため、本市の条例から外国人保護事務の規定の削除を行うものです。

## 2 改正内容

- ア 新たに特定個人番号利用事務（法定事務及び準法定事務）及び条例に掲げる独自利用事務で住登外者宛名情報の利用を可能とする。
- イ 独自利用事務から外国人保護事務に係る規定を削除する。

【条例の改正箇所：資料2】

## 3 施行日（予定）

公布の日から施行

## 4 改正後の事務手続きの変更点

行政手続における個人番号の利用及び提供について適正な運用を図ることができます。

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

令和7年第2回定例会  
総務委員会  
議案第41号 資料2

※下線部分が変更部分

改正後	改正前												
<p>○流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>	<p>○流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>												
<p>平成27年10月13日条例第28号</p>	<p>平成27年10月13日条例第28号</p>												
<p>(個人番号の利用範囲)</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p>												
<p>第4条</p>	<p>第4条</p>												
<p>1～3項省略</p>	<p>1～3項省略</p>												
<p><u>4 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって本市の住民基本台帳に登録されていない者(以下「住登外者」という。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p>	<p>(新規)</p>												
<p><u>5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p>	<p>4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p>												
<p>別表第1(第4条関係)</p>	<p>別表第1(第4条関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～22 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 市長</td> <td><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1～22 省略		23 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～22 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 市長</td> <td><u>生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1～22 省略		23 市長	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関</u>
機関	事務												
1～22 省略													
23 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>												
機関	事務												
1～22 省略													
23 市長	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関</u>												

改正後		改正前	
			する事務であって規則で定めるもの
24、25	省略	24、25	省略
26 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(新規)	(新規)
27 上下水道事業管理者	流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和60年流山市条例第15号)による受益者負担金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	26 上下水道事業管理者	流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和60年流山市条例第15号)による受益者負担金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1~5	省略	
6 市長	流山市成年後見制度利用支援事業実施規則による成年後見制度の利用の支援に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7	省略	
8 市長	流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)及び住登外者宛名

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1~5	省略	
6 市長	流山市成年後見制度利用支援事業実施規則による成年後見制度の利用の支援に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報_____であって規則で定めるもの
7	省略	
8 市長	流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例による重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)_____

改正後			改正前		
		情報であって規則で定めるもの			_____であって規則で定めるもの
9 省略			9 市長		
10 市長	流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成規則による障害者等の就労支援施設の利用者負担金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	10 市長	流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成規則による障害者等の就労支援施設の利用者負担金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報_____であって規則で定めるもの
11 省略			11 市長		
12 市長	流山市軽度・中等度難聴児補聴器等購入費等助成事業実施規則による軽度・中等度の難聴児のための補聴器等の購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報及び住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	12 市長	流山市軽度・中等度難聴児補聴器等購入費等助成事業実施規則による軽度・中等度の難聴児のための補聴器等の購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び <u>地方税関係情報</u> _____であって規則で定めるもの
13 市長	流山市グループホーム等入居者家賃補助事業実施要綱によるグループホーム等の入居者のための家賃の補助に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報及び住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	13 市長	流山市グループホーム等入居者家賃補助事業実施要綱によるグループホーム等の入居者のための家賃の補助に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び <u>地方税関係情報</u> _____であって規則で定めるもの
14 市長	児童福祉法による乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	14 市長	児童福祉法による乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報_____であって規則で定めるもの
15 市長	流山市健康診査等に関する規則による健康診査及び検診の実施に関する事務であって規	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報、生活保護関係情報及び住登外</u>	15 市長	流山市健康診査等に関する規則による健康診査及び検診の実施に関する事務であって規	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報及び生活保護関係情報</u>



改正後			改正前		
	で定めるもの	で規則で定めるもの		で定めるもの	で定めるもの
22 市長	流山市ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成規則によるひとり親又は養育者に対する流山市ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報及び住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	22 市長	流山市ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成規則によるひとり親又は養育者に対する流山市ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 <u>及び</u> <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	23 市長	<u>生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険給付関係情報、雇用保険法(昭和49年法律第116号)による給付の支給に関する情報、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報、障害者の日常</u>

改正後				改正前			
							<u>生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報、生活保護関係情報、生活保護法による就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当、特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正す</u>

改正後				改正前			
							<p>る法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102</p>

改正後				改正前			
							号)による年金生活者 支援給付金の支給に関 する情報、特別支援学 校への就学奨励に関す る法律(昭和29年法律 第144号)による特別 支援学校への就学のた め必要な経費の支弁に 関する情報、学校保健 安全法(昭和33年法律 第56号)による医療に 要する費用についての 援助に関する情報、特 別児童扶養手当等の 支給に関する法律によ る特別児童扶養手当の 支給に関する情報、地 方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121 号)による公務上の災 害又は通勤による災害 に対する補償に関する 情報、中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に 関する法律(平成6年

改正後				改正前			
							法律第30号)による永住帰国費、自立支度金、一時金又は一時帰国旅費の支給に関する情報、同法による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	流山市入学準備金貸付条例による入学準備金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、 <u>生活保護関係情報及び住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
2 教育委	流山市就学援助規則による	市長	住民票関係情

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	流山市入学準備金貸付条例による入学準備金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報 <u>及び生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
2 教育委	流山市就学援助規則による	市長	住民票関係情

改正後				改正前					
	員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの		報、地方税関係情報、 <u>生活保護関係情報及び住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		員会	就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの		報、地方税関係情報 <u>及び生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
	<u>3 教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>市長</u>	<u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
	<u>4 上下水道事業管理者</u>	流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例による受益者負担金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの		<u>3 上下水道事業管理者</u>	流山市流山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例による受益者負担金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

## 高規格救急自動車（東救急1・南救急1）整備

### 1 概要

高規格救急自動車は、「流山市の消防車両等更新基準」において耐用年数8年又は走行距離12万キロメートルで更新整備を図っていくものとしており、平成30年1月に整備した東消防署及び南消防署の救急車を購入により更新整備します。

新たに購入する救急車は、感染防止対策のため運転室と患者室が隔壁扉で間仕切りする構造です。両室を繋ぐ通話システムを導入し傷病者急変時に迅速に対応出来るようになっています。

また、車両誘導時の音声聞き取り易くなる装置が設置され、安全性の向上や夜間時の誘導の声による騒音に配慮する車両となっています。

### 2 主要諸元 更新予定車両

・車種	日産パラメディック
・排気量	2500cc
・全長	5,330mm
・全幅	1,880mm
・全高	2,490mm
・ホイールベース	2,940mm
・エンジン出力	147PS
・駆動方式	4輪駆動
・ミッション型式	オートマチックトランスミッション
・乗車定員	7名

【参考】

令和5年度 納車車両  
 （流山中央救急1）



### 3 主要装備（一部抜粋）

搬送用アイソレーター



感染症陽性者を搬送するカプセル型の装置

心臓マッサージシステム



自動的に胸骨圧迫を行う装置

除細動器



不整脈を起こしている心臓に電氣的刺激を与え、正常な動きに戻す装置

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正の概要  
 (議案第43号【改正概要】)

1 災害等危険作業手当改正の概要

緊急消防援助隊等に従事した職員への災害等危険作業手当の支給について、国家公務員に準じ、1,080円(大規模災害かつ著しく危険な区域での作業は2,160円)を支給するよう改正するもの。

	改正前	改正後
災害等に係る危険な作業に従事した職員	350円	350円
緊急消防援助隊等に従事した職員		1,080円
緊急消防援助隊等で大規模な災害かつ著しく危険な区域での業務に従事した職員		2,160円

※緊急消防援助隊・・・消防組織法に基づき、大規模災害や特殊災害などが発生し、被災地の消防力のみでは対応が困難な場合に、全国の消防本部が相互に応援し合い、迅速・的確な対応を行うために編成される部隊。

2 防疫手当改正の概要

千葉県では、令和7年2月に、高病原性鳥インフルエンザ等に係る防疫作業のうち、家畜のと殺、死体の焼却、埋却、運搬、汚染された畜舎等の消毒の作業に従事することが心身への多大な負担が伴うことを考慮し、当該作業に従事した職員に対し、日額1,650円を支給するよう改正したことから、今後、流山市職員が当該作業に従事した場合に、同一作業を行う県職員との均衡を図るため、千葉県に準拠し、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病に係る当該作業に従事した場合の防疫手当を、日額1,650円に改正するもの。

	改正前	改正後
通常の感染症等防疫作業に従事した職員	330円	330円
高病原性鳥インフルエンザ等に係る家畜のと殺、死体の焼却、埋却、運搬、汚染された又はその疑いのある箇所の消毒作業に従事した職員		1,650円

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和52年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前				
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）				
危険な業務に従事する職員の特 殊勤務手当	災害等危険作業手 当	震災、風水害等の警戒及び応急・復旧措置並びに救難、事故処理等の危険な業務に従事した者（防疫手当及び清掃業務手当の支給対象となる者を除く。）	日額 350円	危険な業務に従事する職員の特 殊勤務手当	災害等危険作業手 当	震災、風水害の警戒、 <u>      </u> 応急・復旧措置並びに救難、事故処理等の危険な業務に従事した者（防疫手当及び清掃業務手当の支給対象となる者を除く。）	日額 350円	
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合に、本市の区域以外の地域において、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第1項の規定による相互の応援に基づく業務に従事した者又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として業務に従事した者	大規模な災害として市長が認める災害かつ市長が著しく危険であると認める区域で行われた作業に従事した者			日額 2,160円		
			上記以外の者			日額 1,080円		

改正後				改正前			
保健衛生 業務に従 事する職 員の特殊 勤務手当	防疫手当	口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、 低病原性鳥インフルエンザ等(以下「口 蹄疫等」という。)のまん延を防止する ために行う、家畜のと殺若しくは死体 の焼却若しくは埋却の作業又は口蹄疫 等の病原体に汚染し、若しくは汚染し た疑いのある物件、場所等の消毒の作 業に従事した者	日額 1,650円	保健衛生 業務に従 事する職 員の特殊 勤務手当	防疫手当	防疫業務に従事した者	日額 330円
		上記以外の防疫業務に従事した者	日額 330円				

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（概要）

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するためである。

2 主な改正の内容

部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しない形態に加え、1年につき10日相当を超えない範囲内で勤務しない形態を設け、職員はいずれかの形態を選択可能とする。

【現行】

1日の勤務時間	
2h	

1日につき2時間の範囲内で勤務しない

【改正後】

1日の勤務時間	
2h	

①第1号部分休業

1日につき2時間の範囲内で勤務しない

1日の勤務時間	
1h以上（1日単位の取得も可）	

②第2号部分休業

1年につき10日相当の範囲内で勤務しない

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

3 施行期日

令和7年10月1日

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第19条第6項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定により、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ_____。）とする。</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第10条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は_____、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間若しくは職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年流山市条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第14条に規定する特別休暇（規則で定める育児に係る特別休暇に限る。）としての育児時間（以下これらを「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（育児休業法第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項_____の規定により、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。</p> <p>(_____部分休業の承認)</p> <p>第10条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年流山市条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間若しくは勤務時間条例第14条_____に規定する特別休暇（規則で定める育児に係る特別休暇に限る。）としての育児時間（以下これらを「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する_____部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間若しくはこれに相当する休暇として規則で定める休暇としての時間（以下これらを「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p> <p><u>（第2号部分休業の承認）</u></p> <p><u>第10条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u></p> <p><u>第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u></p> <p><u>第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該</u></p>	<p>3 非常勤職員に対する <u>                    </u>部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間若しくはこれに相当する休暇として規則で定める休暇としての時間（以下これらを「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第11条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の<u>条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第11条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第12条 育児休業法第19条第3項において準用する育児休業法第5条第2項の<u>条例で定める事由は、次に掲げる事由_____とする。</u></p> <p>(1) <u>部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>部分休業をしている職員について当該部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。</u></p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（概要）

### 1 改正の理由

職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するため、出生時及び育児期の職員への仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等について定めるためである。

### 2 主な改正の内容

妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度等に係る周知や意向確認等の措置を講ずるとともに、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項について、職員の意向を確認し、配慮するものとする。



#### 《措置例》

周知事項	・部分休業、子育て休暇等の育児に関する制度や申出先など
周知・意向確認の方法等	・階層別研修等の中で育児に関する制度の周知 ・グループウェア等を通じて職員に対し「職員のための子育て応援ハンドブック」の活用の周知 ・育児に関する制度に係る意向確認のための所属長等による面談

※上記に対するこれらの措置は、いずれも現在実施している。

### 3 施行期日

令和7年10月1日ほか

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の4第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第16条の3 <u>任命権者は、流山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年流山市条例第2号）第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>流山市職員の育児休業等に関する条例第13条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と</u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第16条の2 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p><u>第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p>	<p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p><u>第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="107 204 1108 279"><u>第16条の5</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="138 288 1019 411">(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施  (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備  (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p>	<p data-bbox="1128 204 2130 279"><u>第16条の4</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="1160 288 2040 411">(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施  (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備  (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p>

流山市職員定数条例の一部を改正する条例について（概要）

1 市長の事務部局の定数の増員について

●市長の事務部局の職員数の変動

※いずれも4月1日時点

市長の 事務部局	(人)	令和7年度	令和12年度	増減
	定数(1)	800	870	+70
	定数上職員数(2)	765		
	職員数(3)	813		+57
【参考】 定数外職員数	(48)	定数外職員数が確定値でないため、定数と職員数を一致させる必要がある。		

- (1)「定数」…定数条例に定められている常勤職員の必要人数(職員の受け皿)
- (2)「定数上職員数」…職員数から定数条例に定められている定数外職員を除いた職員数(定数条例上で定数とされる職員数)
- (3)「職員数」…流山市に採用され、在籍している職員数(職員の実数)

【(流山市第5次定員適正化計画より)職員定数年次計画 抜粋】

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
職員数	1,231	1,263	1,282	1,295	1,300	1,304
増減(令和7年→令和12年)						+73

市長の 事務部局	職員数	870	企業機関	職員数	34
	増減	+57		増減	0
教育委員会	職員数	144	その他 (各事務局)	職員数	26
	増減	+2		増減	0
消防機関	職員数	230	全体	職員数	1,304
	増減	+14		増減	+73

●職員定数年次計画から勘案するに、令和12年4月1日時点の市長の事務部局の職員数は870人となる。

➡定数を現行の800人から70人増やし、増員に備える。

【参考：市長の事務部局増員の根拠】

※いずれも4月1日時点

(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	平均
職員数	1,118 (719)	1,162 (750)	1,182 (764)	1,207 (789)	1,231 (813)	1,180 (767)
増減	+16 (+10)	+44 (+31)	+20 (+14)	+25 (+25)	+24 (+24)	+26 (+21)

( )内は市長の事務部局のもの  
令和3年度から同7年度の平均職員数と(前年度からの)増減数から、増員職員の配置割合を算出すると、市長の事務部局には、21/26(約80%)の割合で配置されている。この割合を調整(主に消防機関への増員分の割り振り等に伴うもの)し、定員適正化計画に当てはめると、増員予定の職員73人中約78%に当たる57人が市長の事務部局に配置されると想定できることから、今回の870人を算出している。

$$73 \times 78\% \div 57 \rightarrow 813 + 57 = 870$$

2 定数外とする職員に配偶者同行休業取得者並びに国及び他の地方公共団体への派遣職員を加えることについて

常勤する地方公務員を対象とする定数において、実際には常勤となっていない職員を定数外としているが、現状の勤務状況を加味し、その範囲を拡充し、定員管理の適正化を図る。

3 施行期日

令和8年4月1日

流山市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市職員定数条例 昭和41年12月26日条例第37号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>870人</u></p> <p>(2) 議会の事務局の職員 11人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 5人</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 6人</p> <p>(5) 農業委員会の事務局の職員 7人</p> <p>(6) 教育委員会の職員 267人</p> <p>(7) 消防機関の職員 230人</p> <p>(8) 企業機関の職員 50人</p> <p>(定数外)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる職員の数、は、職員の定数外とする。</p> <p>(1) 休職となっている職員</p> <p>(2) 育児休業をしている職員</p> <p>(3) <u>配偶者同行休業をしている職員</u></p> <p>(4) <u>国その他地方公共団体への派遣職員</u></p> <p>(5) 公益的法人等への派遣職員</p> <p>(6) 外国の地方公共団体の機関等への派遣職員</p> <p>(7) 併任となっている職員</p> <p>2 前項第1号から第6号までに掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数、は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>	<p>○流山市職員定数条例 昭和41年12月26日条例第37号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>800人</u></p> <p>(2) 議会の事務局の職員 11人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 5人</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 6人</p> <p>(5) 農業委員会の事務局の職員 7人</p> <p>(6) 教育委員会の職員 267人</p> <p>(7) 消防機関の職員 230人</p> <p>(8) 企業機関の職員 50人</p> <p>(定数外)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる職員の数、は、職員の定数外とする。</p> <p>(1) 休職となっている職員</p> <p>(2) 育児休業をしている職員</p> <p>(3) 公益的法人等への派遣職員</p> <p>(4) 外国の地方公共団体の機関等への派遣職員</p> <p>(5) 併任となっている職員</p> <p>2 前項第1号から第4号までに掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数、は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。</p>

流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について（概要）

## 1 改正の理由

今年6月に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴う改正である。

各選挙における投票管理者等の非常勤特別職の報酬額については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「基準法」という。）で規定される費用弁償額を準用し、同額を本条例で定めているところである。

今回の基準法の改正では、最近における物価の変動及び公務員給与の改定等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するように見直された中で、選挙長等の費用弁償額が引き上げられた。

このため、本市の選挙長等の報酬の額について、基準法に定める費用弁償額に改正するものである。

## 2 改正の内容

流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第7条別表3にある「選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人、選挙立会人」の報酬の額を基準法に定める費用弁償額と同額に引き上げるものである。

基準法において引き上げられた額は、資料1のとおりである。

また、期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間単価についても、報酬の引き上げにあわせ、資料2のとおり改正するものである。

資料 1

別表第 3 (第 7 条関係)

区分	報酬の額	
	改正前	改正後
選挙長	1 回 10,800 円	1 回 12,200 円
投票所の投票管理者	1 回 12,800 円	1 回 14,500 円
期日前投票所の投票管理者	1 回 11,300 円	1 回 12,800 円
開票管理者	1 回 10,800 円	1 回 12,200 円
投票所の投票立会人	1 回 10,900 円	1 回 12,400 円
期日前投票所の投票立会人	1 回 9,600 円	1 回 10,900 円
指定病院等における不在者投票の立会人	1 回 10,900 円	1 回 12,400 円
開票立会人	1 回 8,900 円	1 回 10,100 円
選挙立会人	1 回 8,900 円	1 回 10,100 円

資料 2

期日前投票所を開いている時間が 11 時間 30 分を超える場合の単価

(1) 1 時間ごとの単価

区分	加算額	
	改正前	改正後
期日前投票所の投票管理者	965 円	1,113 円
期日前投票所の投票立会人	826 円	948 円

(2) 30 分以上 1 時間未満の単価

区分	加算額	
	改正前	改正後
期日前投票所の投票管理者	482 円	557 円
期日前投票所の投票立会人	413 円	474 円

流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙長等の報酬等)</p> <p>第7条 選挙長等の区分及びその報酬の額は、別表第3に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、投票所の投票立会人又は期日前投票所の投票立会人であって投票時間内に交替することとされたものの報酬の額は、1回当たりの報酬の額の範囲内で勤務の状況に応じて市長が定める額とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、指定病院等における不在者投票の立会人として任命された者であって1日のうち一部の時間に従事したものの報酬の額は、1回当たりの報酬の額の範囲内で勤務の状況に応じて市長が定める額とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、期日前投票所で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額は、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、投票管理者にあつては、<u>1,113円</u>（当該超える時間に30分以上1時間未満の時間があるときは、当該時間につき557円）、投票立会人にあつては<u>948円</u>（当該超える時間に30分以上1時間未満の時間があるときは、当該時間につき<u>474円</u>）を加算する。</p>	<p>(選挙長等の報酬等)</p> <p>第7条 選挙長等の区分及びその報酬の額は、別表第3に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、投票所の投票立会人又は期日前投票所の投票立会人であって投票時間内に交替することとされたものの報酬の額は、1回当たりの報酬の額の範囲内で勤務の状況に応じて市長が定める額とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、指定病院等における不在者投票の立会人として任命された者であって1日のうち一部の時間に従事したものの報酬の額は、1回当たりの報酬の額の範囲内で勤務の状況に応じて市長が定める額とする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、期日前投票所で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額は、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、投票管理者にあつては、<u>965円</u>（当該超える時間に30分以上1時間未満の時間があるときは、当該時間につき<u>482円</u>）、投票立会人にあつては<u>826円</u>（当該超える時間に30分以上1時間未満の時間があるときは、当該時間につき<u>413円</u>）を加算する。</p>

改正後		改正前	
別表第3（第7条関係）		別表第3（第7条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
選挙長	1回 <u>12,200円</u>	選挙長	1回 <u>10,800円</u>
投票所の投票管理者	1回 <u>14,500円</u>	投票所の投票管理者	1回 <u>12,800円</u>
期日前投票所の投票管理者	1回 <u>12,800円</u>	期日前投票所の投票管理者	1回 <u>11,300円</u>
開票管理者	1回 <u>12,200円</u>	開票管理者	1回 <u>10,800円</u>
投票所の投票立会人	1回 <u>12,400円</u>	投票所の投票立会人	1回 <u>10,900円</u>
期日前投票所の投票立会人	1回 <u>10,900円</u>	期日前投票所の投票立会人	1回 <u>9,600円</u>
指定病院等における不在者投票の立会人	1回 <u>12,400円</u>	指定病院等における不在者投票の立会人	1回 <u>10,900円</u>
開票立会人	1回 <u>10,100円</u>	開票立会人	1回 <u>8,900円</u>
選挙立会人	1回 <u>10,100円</u>	選挙立会人	1回 <u>8,900円</u>

流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案の概要

## 1 改正の理由

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、本年6月に施行されたことに伴う改正である。

流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動及びビラ作成のそれぞれの公費負担については、公職選挙法施行令に規定されている国政選挙の場合の公営単価に準じて条例で定めている。

このため、公職選挙法施行令で規定されている公営単価のうち、本市条例に関する公営単価を、同法施行令の基準に合わせて、改正するものである。

なお、公職選挙法施行令に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費や物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うこととされており、今回は最近における物価変動を踏まえて、公営単価が引き上げられたものとなっている。

## 2 改正の内容

(1) 流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

ア 選挙運動用ポスター作成の公費負担の単価の変更(第9条関係)

区分		現行単価	改正単価	引き上げ額
印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合の単価	541円31銭	586円88銭	45円57銭

(2) 流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

ア 選挙運動用ビラ作成の公費負担の単価の変更(第4条及び第5条関係)

区分	現行単価	改正単価	引き上げ額
50,000枚以下の場合 (1枚あたり)	7円73銭	8円38銭	65銭

### 3 改正後の公費負担限度額の概要(1人あたり・令和7年6月時点)

(1) 選挙運動用ポスター作成公費負担限度額 510,180円

$$\text{積算根拠: } \frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}330}{\text{ポスター掲示場数}330} = 1545.21\dots$$

$$= 1,546\text{円} \times 330\text{か所}$$

(2) 選挙運動用ビラ作成公費負担限度額

$$\text{(市長)} 8\text{円}38\text{銭} \times 16,000\text{枚} = 134,080\text{円}$$

$$\text{(市議)} 8\text{円}38\text{銭} \times 4,000\text{枚} = 33,520\text{円}$$

流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 流山市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 流山市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 流山市議会議員及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価 <u>8円38銭</u>に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価 <u>7円73銭</u>に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>